

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2025（令和7）年8月29日

第5準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野幹男



同

北村

栄



同

新海

聡



ほか

記

原告は、原告の昇給（および昇格）に関する不当な差別について、以下のとおり、主張を補充する。

1 被告第1準備書面による認否の補充により明らかになったこと

昇給（および昇格）に関する不当な差別に関して、被告第1準備書面より不十分ながらも認否の補充がなされた。そして、以下の点については、争いのない事実であることが明らかになった。

(1) 原告が司法修習39期のいわゆる弁護士任官者であること。

- (2) 原告と同期（司法修習３９期）であり、令和６年（２０２４年）６月末日時点で現職の裁判官（簡裁判事を除く）１９名のうち原告ほか１名を除く１７名（弁護士任官者２名を含む）が、高裁長官、高裁の部総括、高裁支部長、知財高裁所長、地裁所長、家裁所長、司法研修所長の職にあったこと。
- (3) 原告が本件訴えを提起した令和６年（２０２４年）７月２日時点で、津地方裁判所の部総括として４年目であったこと。
- (4) 原告の報酬の号が、平成２６年（２０１４年）４月、判事３号に昇給し、原告が本件訴えを提起した令和６年（２０２４年）７月２日まで昇給していないこと。
- (5) 令和５年（２０２３年）７月１日時点の裁判官の号別在職人数が判事１号につき１２８人、判事２号につき１７１人であること。
- (6) 令和６年（２０２４年）６月末日時点の司法修習３９期以上で現職の判事は第３６期１名、第３７期４名、第３８期１１名、第３９期１７名の合計３３名であること。

2 被告の認否の理由が不十分であること

一方で、被告は、昇給（および昇格）に関する不当な差別については、否認を続けている。

そして、その理由として被告が述べていることは、要するに、判事３号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等（被告第１準備書面では考慮要素として評価権者による評価が加わった）を考慮し、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定しているということである。

しかし、仮に原告の昇給についても被告の説明通りの手続きを経て決定されていたとしても、それは、所定の手続きを経ているというこ

との説明にすぎず、決定された内容に不当な差別が含まれていないという説明にはならない。例えば、原告の評価権者が原告に対して悪意のある不当な評価を行い、管轄の高等裁判所がその評価を鵜呑みにした意見を最高裁に伝え、最高裁の裁判官会議がその高裁の意見を前提とした昇給をさせないとの決定を行った場合、所定の手続きは経ているが、昇給に関する不当な差別が行われたことは明白である。

すなわち、被告の主張は、原告の昇給に関する決定の手続的な適法性を説明しているにすぎず、決定された内容の実体的な適法性については何も述べていないのである。

3 昇給（および昇格）に関する不当な差別の存在が明らかなこと

上記 1 (6) 記載のとおり、令和 6 年（2024 年）6 月末日時点の司法修習 39 期以上で現職の判事は合計 33 名であるところ、そのうち原告を除く 32 名は、上記 1 (2) 記載の事実からして、全員が（原告より上の）判事 1 号または判事 2 号と推測される。

ただし、上記 1 (5) 記載のとおり判事 1 号または判事 2 号の現職裁判官は合計で 299 名もいる。仮にそのうち 32 名が 39 期以上だとしても、残り 267 名は原告よりも司法修習期が後（40 期以降）ということになる。

割合を計算すると、判事 1 号または判事 2 号の現職裁判官のうち 39 期以上が 10.7%であるのに対して、40 期以降は 89.3%という計算になる。

昇給において原告がこれほど多くの後輩（40 期以降の裁判官）に追い抜かれていることからすれば、不当な差別ではないと説明するためには、例えば原告の評価が他の裁判官と比較してずば抜けて低かった等、実体面で相当重大な事情があったことの説明が必要である。

よって、原告は被告に対して、あらためて、原告の昇給の決定に関して、所定の手続きを経たという形式的なことだけでなく、実体面の説明をするよう求める。

そして、もし、被告がこのまま実体面の説明をしないならば、裁判所において、原告の昇給に関する不当な差別があったものと認定すべきである。

以上